

社会福祉法人定款準則

社会福祉法人英清学園 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業

(名称)

第2条

この法人は、社会福祉法人英清学園という。

(経営の原則)

第3条

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条

この法人の事務所を埼玉県春日部市大場 1644 に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条

この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 六 名

(2) 監 事 二 名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

- 除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 10 条

理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条

監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び春日部市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条

この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 13 条

この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 埼玉県春日部市大場字長島 1644 番 1, 1645, 1646 番 2, 1647 番 2, 1648 番 1, 1649 番 1 所在の信愛保育園敷地(1,264 平方メートル)

い。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条

この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 21 条

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条

この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

監事 鈴木 伸雄

監事 北郷 康郎

2. この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
3. この定款は、平成 20 年 6 月 21 日から施行する。
4. この定款は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。
5. この定款は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。
6. この定款は、平成 26 年 2 月 18 日から施行する。